

ガス選択約款 家庭用コージェネレーションシステム契約

2025年3月15日実施

新宮ガス株式会社

ガス小売事業者登録番号 G0012

目 次

1. 目的	2
2. 選択約款の変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	3
5. 契約の締結	3
6. 料金	4
7. 単位料金の調整	4
8. 割引制度について	4
9. 精算について	5
10. 設置確認について	5
11. その他	5
付 則	6
別 表	7

1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ当社の製造供給施設の効率的な使用に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1)当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2)お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3)この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4)この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1)家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガス エンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システム をいいます。
- (2)「家庭用ガス温水床暖房システム」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー 源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下 に設置した配管に温水を供給して暖房（温風暖房を除く。）を行うシステムをいいます。
- (3)「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴乾」といいます。）とは、エネルギー 源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を 供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (4)「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの 炊

事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の 炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。

- (5)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6)「その他期」とは、4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7)「消費税等相当額」とは、消費税の規定により課される消費税及び地方税法も規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法に基づく税率を加えた 値をいいます。
- (9)「単位料金」とは、7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

- (1)家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（一般ガス供給約款及び他の選択約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款22(4)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。
- (2)ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が700W以上5kW以下であること。

5. 契約の締結

- (1)お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社にこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。
- (2)前項による申し込みがあった場合、当社が承諾した時点をもって契約の成立といたします。
- (3)契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の

月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。

- ③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4)当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時に一般ガス小売供給約款に基づく契約を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(5)当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(6)当社は、お客さまがこの選択約款又は当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

(7)お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 料 金

(1)料金については別表の料金表によるものとします。

(2)当社は、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は 8 の規定により調整 単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金 又は遅収料金を算定します。

(3)料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が一般ガス小売供給約款 16(2)の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス小売供給約款の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

一般ガス小売供給約款23. 単位料金の調整により算定いたします。

8. 割引制度について

(1)この選択約款を適用されているお客さまで、①床暖房、②浴乾、③ガスコンロを同一需要場所で所有し、季節に応じ日常적으로ご使用のお客さまに対しては、次の所有の組み合わせによって6(1)に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを早収料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

- イ ①、②、③のすべてを所有の場合 割引額＝6(1)に定める早収料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）
- ロ ①、②のみを所有の場合 割引額＝6(1)に定める早収料金×3パーセント（1円未満の端数切り上げ）
- ハ ①、③のみを所有の場合 割引額＝6(1)に定める料金×2パーセント（1円未満の端数切り上げ）

(2)割引上限額は、1契約1か月につき2,200円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が2,200円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は2,200円（消費税等相当額を含みます。）といたします。

(3)割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

9. 精算について

(1)4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款に定める遅収料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

(2)8の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した遅収料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

10. 設置確認について

(1)当社は、床暖房・浴乾・ガスコンロが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降一般ガス小売供給約款を適用いたします。

(2)床暖房・浴乾・ガスコンロを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス小売供給約款を適用いたします。

11. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2025年3月15日から実施します。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切替措置

2025年3月の定期検針日以降で且つ2025年4月1日以降に初めて支払義務が発生する料金から、この選択約款を適用します。なお、2025年3月31日までに支払い義務が発生する料金は、この選択約款の実施前の家庭用コージェネレーションシステム契約に基づき料金を算定するものいたします。

別表

1. 適用区分

料金表A その他期のご使用量が0立方メートルから、25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B その他期のご使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 冬期のご使用量が0立方メートルから、25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 冬期のご使用量が25立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,480.00 円
--------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	321.16 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	6,032.00 円
--------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	139.08 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,480.00 円
--------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	321.16 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(口) の基準単位料金をもと 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表D(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4,130.50 円
--------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	215.14 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもと 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表E(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7,876.00 円
--------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	140.23 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもと 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。